

答 申 書
(答申第 5 3 号)
平成 1 4 年 9 月 1 8 日

1 審査会の結論

知的障害者更生相談所業務に関する実態調査（控）を一部開示としたもののうち、所長を除く医師の「前職場及び業務内容」を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、厚生科学特別研究事業の一環として平成13年2月に行われた「法改正に伴う身体障害者及び知的障害者更生相談所のあり方に関する研究」（以下「本件調査」という。）のため、北海道立心身障害者総合相談所（以下「本件相談所」という。）が調査実施者に対して提出した「知的障害者更生相談所業務に関する実態調査」の控えである。

本件調査は、埼玉県リハビリテーションセンター総長を主任研究者として、各都道府県・政令市の身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所に対してアンケート調査を実施したものであり、本件公文書は、調査実施者が作成した調査票の様式に記載し、回答したものである。

本件公文書の内容は、知的障害者更生相談所の組織・体制、管轄区域の状況、更生相談の状況など、知的障害者更生相談所業務の実態全般にわたるものであり、これらのうち組織・体制の職員体制の部分は、所長の実務経験やその他更生相談所業務に携わる医師の専門領域・資格、経歴・業務経験年数などが記載されている。

なお、本件相談所は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所として設置されたものであり、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について（昭和35年6月17日厚生省社会局長通知）」によると、知的障害者更生相談所には職員として医師を置き、医学的判定等を担当することとされており、本件相談所の場合は、非常勤を含む5名の医師が配置され、担当業務に従事している。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書のうち次の から の部分（以下「本件非開示部分」という。）が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人は本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

所長の「卒後年数」及び「知更相経験年数」

医師の「卒後臨床経験年数」及び「更生相談経験年数」

医師（所長を除く。）の「前職場及び業務内容」

医師のうち非常勤の医師に係る「摘要」欄の記載（当該医師の勤務先と役職名）

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

本件公文書には、個人の氏名は記載されていないが、本件相談所における職名、専門領域などが記載されており、職員録等他の通常知り得る情報と組み合わせれば、特定の個人が識別され得るものであることから、本件非開示部分が、通常他人に知られたいと認められるものであるか否かについて判断することとする。

イ 「卒後臨床経験年数」及び「更生相談経験年数」について

本件公文書には、所長の勤務形態等を記載する欄があり、所長が医師である場合と事務職である場合とで記載内容が異なるものとされているが、本件相談所の場合所長は医師であるので、医師の欄に記載されており、そのうち「卒後年数」及び「知更相経験年数」が非開示とされている。

また、医師については、別様式で「卒後臨床経験年数」及び「更生相談経験年数」を記載する欄があり、所長を含む医師についてこれらの事項が記載されている。

実施機関の説明によると「卒後年数」とは、大学を卒業してからの年数のことであるが、医師と限定されていることから、「卒後臨床経験年数」と同趣旨と考えられ、同じ年数が記載されている。

「卒後臨床経験年数」とは、医師免許取得後どの程度の臨床経験があるかという事実を意味するものであるが、医師は、医療及び保健指導という公益性の高い職務に従事するものであること、医師の臨床経験年数は、医師の経験に基づく熟達の度合いや適性等を判断するための有効な情報になり得るものであること、どの程度の臨床経験年数を有する医師を医学的判定などの職務に従事させているかについては、行政機関の説明責任を果たす上でも明らかにすることが求められているというべきであること、などを考え併せると通常他人に知られたいと認められるものではないと判断される。

「知更相経験年数」は、知的障害者に係る更生相談業務の経験年数を意味するものであり、「更生相談経験年数」と同じ意味であるが、「卒後臨床経験年数」についての判断と同様に通常他人に知られたいと認められるものではないと考えられる。

なお、知的障害者更生相談所が、公立のものしかないことから、「更生相談経験年数」は、公務員としての職務経験を意味するものであり、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる公務員の職及び氏名は、公務員の私人としての行動又は私生活にかかわる事柄ではないから、この点からも通常他人に知られたいと認められるものではないと判断される。

ウ 医師（所長を除く。）の「前職場及び業務内容」について

本件公文書には、医師について「前職場及び業務内容」を記載する欄があり、所長については、前職が道の課長相当職であったため、その職責から通常他人に知られたいものとは認められないと判断し、本件処分で開示している。

しかしながら、所長以外の医師について記載されている「前職場及び業務内容」は、いずれも道職員に任用される以前の職場の名称、職名等であると認められ、これらについては、条例第10条第1項第1号で例示する「職歴」に関する情報であり、通常他人に知られたいと認められるものと判断される。

エ 医師のうち非常勤の医師に係る「摘要」欄の記載（当該医師の勤務先と役職名）について

医師のうち非常勤の医師については、「摘要」欄に当該医師の勤務先の名称と役職名が記載されている。

一般に勤務先などの情報は、通常他人に知られたいと認められるものであるが、道の附属機関や要綱等で設置された審議会などの委員については、委員の氏名、所属、職名等を公表するのが通例であること、非常勤とはいえ医師として公的な職務に従事している以上その勤務先については、行政機関の説明責任を果たす上で明らかにすることが求められているというべきであること、などを考え併せると通常他人に知られたいと認められるものではないと判断される。

オ 異議申立人のその余の主張について

異議申立人の次の主張については、理由がなく採用できない。

(ア) 本件相談所は、本件調査に当たって調査実施者から「調査の趣旨について、特に個人情報の分かる事項については、十分に説明を行い、文書により同意を得ることとする」との説明を受けているので全面開示すべき旨主張するが、そのような説明を受けているとの事実は確認できなかった。

(イ) 全国の知的障害者更生相談所は、70から80パーセントが全面開示しているとの主張については、その主張が事実であったとしても、個人情報が記載されている場合は、条例の趣旨に従い開示・非開示の是非を検討すべきものであって、当審査会としては前記のとおり判断したものであり、他の相談所が全面開示していることを理由として、道においても全面開示すべきものとはならない。

(ウ) 知的障害者相談所の職員は高度な専門性を強く要求されており、北海道は、本件相談所に能力のある医療福祉専門職を配置しているということを証明する必要があるとの主張については、仮にこの答申において非開示が妥当とされる部分について開示したとしてもそのような証明には直接結び付かないものである。

以上のことから結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成14年 6 月20日	<p>諮問書の受理 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書一部開示決定通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書、 対象公文書の写し）の提出</p>
平成14年 6 月25日	<p>新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第二部会に付託</p>
平成14年 7 月12日	<p>異議申立人から意見書の提出</p>
平成14年 7 月22日 (第二部会)	<p>実施機関から本件処分の理由等を聴取 審議</p>
平成14年 8 月20日 (第二部会)	<p>審議</p>
平成14年 9 月 3 日 (第二部会)	<p>審議</p>
平成14年 9 月11日 (第48回審査会)	<p>答申案審議</p>
平成14年 9 月18日	<p>答申</p>

別 紙

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過

- (1) 平成14年5月2日 本件開示請求
- (2) 平成14年5月16日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定処分
- (3) 平成14年5月27日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分中、非開示とした部分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件処分で非開示とした部分は、条例第10条第1項第1号に該当しない。特定の個人が識別されるもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報ではない。

イ 本件相談所は、実態調査について「調査に当たっては調査の趣旨について、特に個人情報の分かる事項については十分に説明を行い、文書により同意を得ることとする」との説明を受けている。

ウ 全国の知的障害者更生相談所の70～80パーセントが実態調査（控）の全面開示をしている。

エ 実態調査を担当した埼玉県総合リハビリテーションセンターでは「職員の個人情報としての側面を有するが、業務との関連もあり、公開しても実質的に職員の不利益とはならないと考えられる」との見解を示している。

オ 知的障害者更生相談所の職員については高度な専門性を強く要求されている。

カ 公務員の職務情報は個人に関する情報とはいえ、原則として本号の非開示情報に該当しないとしている。

キ 北海道は本件相談所に、能力のある医療福祉専門職を配置しているということを証明する必要がある。

ク イ～キで述べたことを考慮して「社会通念上、当然他人に知られたくないと認められる情報に該当する」情報か否かを判断する場合の「社会通念」を考える必要がある。このことを踏まえると、全面開示したとしても、当該個人のプライバシーの侵害は軽微なものであり、受忍限度を超えるものではなく、社会通念上知的障害者更生相談所の業務に関する実態を知るためには全面開示が必要である。

3 実施機関の説明の要旨

(1) 本件公文書の内容

本件公文書は、「国民の保健医療、福祉、生活衛生等に関する行政施策の科学的な

推進を確保し、並びに技術水準の向上を図ること」を目的として国が実施している厚生科学特別研究事業の一環として、平成13年2月に「法改正に伴う身体障害者及び知的障害者更生相談所のあり方に関する研究」と題し、埼玉県総合リハビリテーションセンター総長が主任研究者となり各都道府県・政令市の身体及び知的障害者更生相談所に対し、更生相談所の現状と問題点を現場の視点から検証することを目的に調査を行った際に、本件相談所が知的障害者更生相談所の業務に関する実態調査の調査様式に基づき調製し提出したものである。なお、この調査に携わった研究者らにより、研究結果が研究報告書にまとめられ各更生相談所などに配布されている。

本件公文書の内容は、知的障害者更生相談所の組織・体制、管轄区域の状況、更生相談の状況、療育手帳制度、施設入所者の措置費重度加算に係る重度認定、知的障害者援護施設入所調整会議、市区町村・施設等への専門的技術援助、権利擁護など、知的障害者更生相談所業務の実態全般にわたるものである。これらのうち組織・体制の職員体制の部分は、所長の実務経験やその他更生相談所業務に携わる医師の専門領域・資格、経歴・業務経験年数などの内容となっている。

(2) 非開示理由

本件公文書中でこれら職員体制についての情報のうち、所長の卒後の年数、更生相談所の経験年数やその他更生相談所に勤務する医師の卒後の臨床経験年数、前職場及び業務内容、更生相談経験年数については、条例第10条第1項第1号に規定されている明らかに個人が識別される情報であり、通常他人に知られたいと認められることから、非開示とした。ただし、所長の前職については、経歴のうち道の課長相当職以上になってからの職歴であり、一般的に開示していることから開示することとした。さらに、非常勤医師については、経歴・業務経験年数等のほか、摘要欄に記載した兼任機関（所属団体）についても特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められることから非開示とした。

(3) 異議申立理由に対する反論

異議申立人は、所長及び更生相談所に携わる勤務医師の経歴、経験年数及び所属団体は、通常他人に知られたいと認められる情報ではない旨主張するが、これらを開示することにより当該個人のプライバシーが侵害され得ることから、社会通念上、当然他人に知られたいと認められる情報に該当するものである。